

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

告 示		主 要 目 次	
○特定計量器定期検査	……………	七六	
○公募型指名競争入札の実施	……………	七七	
○岡山県行政情報公開条例による出	……………	七八	
資等法人の指定の取消し	……………	七八	
○大規模小売店舗の変更の届出の続	覧……………	七八	
選挙管理委員会			
○不在者投票を行うことができる施	設の指定の一部改正……………	七九	
(県例規集登載)			

告 示

●岡山県告示第五百八十号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。
なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びびおもりとする。
平成十七年十月十一日
岡山県知事 石 井 正 弘

区 域	場 所	期 日
玉野市	東兎市民センター	平成十七年十一月七日
"	岡山市農協鉢立資材店	" "
"	玉野支所	八 日
"	西北地域市民センター	" "
"	八浜市民センター	九 日
"	"	" "
"	田井市民センター	十 日
"	山田市民センター	" "

（五五）地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により公共事業労務費調査（十月調査）業務委託に係る指名競争入札を実施するので、参加を希望する者から、次のとおり公募型指名競争入札参加申請書及び実績調書（以下「技術資料」という。）の提出を求める。
平成十七年十月十一日
岡山県知事 石 井 正 弘

一 業務の概要
1 委託業務名
公共事業労務費調査（十月調査）業務委託
2 業務内容
岡山県の発注した公共工事に従事した建設労務者に支払われた賃金の支払い実態を調査し、その結果を職種別に把握する。
3 履行期限
この入札による契約を締結した日から平成十八年一月三十一日まで
二 技術資料の提出ができる者の資格
技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
1 次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第一項において準用する同令第六十七条の四に規定する者でないこと。

公 告

生涯学習センター	"	十一月	一〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇
日比市民センター	"	"	一三	二〇〇〇〇〇〇〇〇
玉野市民会館	"	十四日	一〇	二〇〇〇〇〇〇〇〇
玉野市民センター奥玉分館	"	"	一三	五〇〇〇〇〇〇〇〇
玉原市民センター	"	十五日	一〇	二〇〇〇〇〇〇〇〇
産業振興ビル	"	"	一三	五〇〇〇〇〇〇〇〇
"	"	十六日	一〇	二〇〇〇〇〇〇〇〇
"	"	"	一三	五〇〇〇〇〇〇〇〇
"	"	十七日	一〇	二〇〇〇〇〇〇〇〇
"	"	"	一三	五〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 昭和五十六年岡山県告示第六百二十号（岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格要領）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務等に係るものを有すること。

(3) 技術資料の提出期限日において、岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(4) 平成七年度以降に、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百八条に規定する賃金台帳に基づいて労働者の賃金を調査する業務を施行した実績を有していること。

三 技術資料作成要領の配布期間及び配布方法

1 配布期間

平成十七年十月十一日午前十時から同月十九日まで

2 配布方法

岡山県土木部のホームページに掲載するので、ダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/doboku/koubogata.htm>

四 技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

1 提出期間

平成十七年十月十八日及び同月十九日の午前九時から午後四時までとする。

2 提出場所及び提出方法

岡山県岡山市内山下二丁目四番六号

岡山県土木部監理課技術管理室

電話番号〇八六一二二六―七四〇九 内線三六一四

1の期間中に持参すること。

五 その他

1 提出された技術資料に虚偽の記載をした者は、当該業務委託の指名業者としないとともに、指名停止措置を行うことがある。

2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された技術資料は、返却しない。

4 当該手続に関する問い合わせ先

四の2の場所

〔五九六〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第三十一条の規定による出資等法人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十月十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

指定を取り消した法人 財団法人岡山県森林組合労務班員退職金共済基金

〔五九七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用す

る同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年十月十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ大福

所在地 岡山市大福三二四

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 吉永 紀明

3 変更事項

（変更前）

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前七時（ベーカーリーのみ。それ以外は変更なし）

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成十七年十一月十七日

二 届出年月日

平成十七年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年十月十一日から平成十八年二月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合落合ショッピングセンター

所在地 真庭市落合垂水六二八番地

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合落合ショッピングセンター

所在地 真庭市落合垂水六二八番地

- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
 名称 協同組合落合ショッピングセンター
 住所 真庭市落合垂水六二八番地
 代表者の氏名 代表理事 伊藤 忠司
- 3 変更事項
 (変更前)
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時
 (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後八時まで
 (4) 駐輪場の位置
 (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 六箇所
 (変更後)
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
 (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十時三十分まで
- 4 変更年月日
 平成十七年十月一日
- 二 届出年月日
 平成十七年九月三十日
- 三 縦覧の期間及び場所
 1 縦覧の期間
 平成十七年十月十一日から平成十八年二月十一日まで
 2 縦覧の場所
 岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業建設部商工振興課
- 一 届出事項の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イズミ平島ショッピングセンター
 所在地 岡山市東平島一六三番地ほか
 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
 名称 株式会社イズミ
 住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号
 代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明
- 3 変更事項
 (変更前)
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二十二箇所

- (変更後)
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二十一箇所
- 4 変更年月日
 平成十七年十月五日
- 二 届出年月日
 平成十七年十月三日
- 三 縦覧の期間及び場所
 1 縦覧の期間
 平成十七年十月十一日から平成十八年二月十一日まで
 2 縦覧の場所
 岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課

選挙管理委員会

●岡山県選管告示第九十号
 平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年十月七日から適用する。
 平成十七年十月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水 川 武 司

表老人ホームの項中	
「特別養護老人ホームフェニックス」	玉野市玉原二二四一四
「特別養護老人ホームフェニックス」	玉野市玉原二二四一四
「特別養護老人ホームグラデパール」	玉野市用吉一六七六一
	を
	に改める。